

生徒指導ハンドブック

～子どもたちの尊い命を守るために～

令和3年3月
奄美市教育委員会
(令和5年3月改訂)

目 次 (改訂)

○ はじめに (強い覚悟を)	・・・ 1
○ 事案の概要及び課題となったことについて	・・・ 2
I 生徒指導態勢について	
1 学校における生徒指導態勢について	・・・ 3
2 生徒指導の年間計画の作成について	・・・ 6
3 児童生徒に寄り添った指導について	・・・ 8
1 児童生徒に寄り添った生徒指導の在り方	
2 児童生徒に寄り添った生徒指導の対応について	
(1) いじめへの対応	
(2) 不登校への対応	
II 「子どもの権利」について	
1 「子どもの権利」に関する基本的な考え方について	・・・ 22
2 学校における「子どもの権利」について	・・・ 24
3 チェックリスト	・・・ 25
III 体罰・暴言について	
1 体罰・暴言に関する基本的な考え方について	・・・ 26
2 体罰・暴言が与える影響について	・・・ 27
3 体罰・暴言の未然防止に向けて	・・・ 28
4 ケーススタディ	・・・ 29
5 チェックリスト	・・・ 30
IV 教育相談について	
1 教育相談の基本的な考え方について	・・・ 31
2 教育相談の進め方	・・・ 32
3 教育相談態勢の充実	・・・ 35
4 ケーススタディ	・・・ 37
5 チェックリスト	・・・ 37
V 教育委員会の対応の在り方について	
1 各学校の取組を徹底させるために	・・・ 38
2 再発防止に向けた取組について	・・・ 39
3 重大事案が発生したときの調査について	・・・ 40
4 重大事案への対応について	・・・ 41

はじめに(強い覚悟を！！)

～あまみの子どもたちを光に～

「二度と子どもの尊い命を失うことがあってはならない」

平成 27 年 11 月，市内の中学 1 年生が自らの尊い命を失う事案が起こりました。残された遺族の皆様や友達，先生方，地域の方々をはじめ，多くの方々が深い悲しみに包まれました。

あれから 5 年が経とうとしていますが，平成 30 年 12 月の第三者調査委員会調査報告書をもとに，再発防止に向けた生徒指導態勢や教育相談態勢の望ましい在り方を構築するために，平成 31 年 2 月，再発防止対策検討委員会を立ち上げ，二度と子どもの尊い命を失うことがあってはならないという強い覚悟のもと，様々な観点から再発防止について検討してまいりました。

いじめをはじめ，様々な問題に直面している子どもの内面に寄り添った生徒指導態勢について，奄美市教育委員会（以下「市教委」）として改めて問い直し，子どもの人権を尊重し，子どもが安心して学ぶことができる学校づくりに努めていきたいと考えています。

生徒指導ハンドブックは，奄美市教育行政の基本方針「あまみの子どもたちを光に」をもとに，学校と家庭，地域，そして市教委をはじめとする関係機関が連携を図りながら，二度と子どもの尊い命を失うことがないように再発防止のため策定しています。学校の研修の場や P T A，家庭教育学級等で幅広く活用を図ることを強く願っています。

事案の概要及び課題となったことについて

1 事案について

平成 27 年 11 月 4 日に中学 1 年生である生徒が自ら命を絶ちました。

当該生徒の担任（生徒指導主任）は、当該生徒がいじめを行ったと思い込み（(2)のイ）、当該生徒の話を十分に聞かないまま、1 人で判断・行動し（(1)のア）、当該生徒がいじめを行ったという誤った認識をもって指導しました。しかし、担任は当日の放課後、事前に連絡することなく（(1)のイ）家庭訪問を行いました。担任は「嫌な思いをしている人もいるが、誰にでも失敗はあることなので、これまでの自分を貫いていけばよい」と本人に話をしました。本人は泣いていたとのこと（(2)のア）。その後、自ら命を絶ちました。

市教委は、いじめが行われたという判断をしましたが、当該生徒は、いじめを行っていないことが第三者調査委員会の調査報告で明らかになりました。（(3)）

（※ 詳細については、第三者調査委員会の報告書を参照）

【URL <http://www.city.amami.lg.jp/somu/documents/daisansyaiinkaihokokusyo.pdf>】

2 この事案から課題となっていることについて

(1) 組織的な生徒指導態勢が十分機能していなかったこと。

ア 問題行動に対するマニュアルがあったにも関わらず、その手順に則って行われていなかったこと。

イ 保護者への速やかな連絡がないまま、担任だけで解決を図ろうとしたこと。

(2) 心に寄り添う指導が十分ではなかったこと

ア 生徒の心情面やその背景まで把握するなど、生徒に寄り添った指導が十分行われていなかったこと。

イ 日頃から生徒に関する情報把握や生徒理解が十分でなかったこと。

(3) 市教委として学校の生徒指導態勢に対する日常の見届けや事後の対応が十分でなかったこと。

I 生徒指導態勢について

【 1 学校における生徒指導態勢について 】

1 生徒指導の在り方

生徒指導は、ともすれば表面的に現われた問題行動そのものへの対応といった側面のみが強調され、対症療法的な指導になりがちです。しかしながら、本来の生徒指導は、児童生徒一人一人の健全な成長を促し、児童生徒自らが、現在及び将来における自己実現を図っていくための「自己指導能力」の育成を目指すという積極的な意義を踏まえ、問題行動の有無にかかわらず、全ての学校で取り組む必要があります。

そのため、学習指導の場を含む学校生活のあらゆる場を通じて、児童生徒に自己選択や自己決定の機会を与え、その過程において、児童生徒が、将来、社会の一員として、集団の中でルールを守り、個性を発揮し社会に貢献するという人間としての在り方・生き方を身に付けるよう適切に指導・支援を組織として行うことが重要です。

生徒指導の在り方・進め方として大切なことは、組織として一枚岩になって対応することです。ルールを守らず他者に迷惑をかけるなどの行為に対しては、丁寧に事実確認を行うとともに、粘り強く指導や対応を行うことが大切です。また、教職員がそれぞれの立場から児童生徒の心に寄り添い、生徒支援の視点から今後の生き方などを共に考え、共に困難を乗り越えようとする姿勢が大切です。

2 態勢づくりのポイント

- (1) 全教職員が、児童生徒の情報を共有する場、共通理解を図る場を意識してつくる。
- (2) 事案等への対応や対策等について協議する場を確保し、複数での対応をするための役割分担等を決めて、対応等を行う。
- (3) 普段から、児童生徒と関わる時間を確保する。また、児童生徒のわずかな変化に気付き、相談態勢をつくるとともに、組織的に対応する。

ポイント

各校の実態に即した「生徒指導マニュアル」を作成していても、それを活用するのは先生方です。マニュアルが形骸化しないように、そして、単独で対応しないようにするために、まずは生徒指導主任や学年主任、校長、教頭に相談しましょう。

3 組織的な対応の在り方について

事案の校長への報告

- (1) 生徒指導上の問題が発生した場合、担任は第一報を校長に報告します。（校長は緊急であり、かつ重大事案と判断した場合は市教委へ報告します。）
校長は、複数で対応するよう担任へ指示します。具体的には、学年主任及び学年生徒指導担当者、生徒指導主任等へ概要を報告するように指示します。
- (2) 担任は、学年主任及び学年生徒指導担当者、生徒指導主任等へ概要を報告します。

組織的な対応に向けた準備

- (3) 生徒指導主任は、担任からの報告を受けたのち、校長に対応策を確認します。
 - ア 事案に応じた委員会等の設置について
 - (ア) 開催時間、場所、構成メンバー（対応チーム）の確認
 - (イ) チームリーダー（生徒指導主任）の設定（生徒指導主任が該当担任である場合は、他の者をリーダーに選定します。）
 - (ウ) 内容等についての確認
 - (エ) 重大事案の場合は、外部の関係機関等との連携
 - イ 校長による指導方針の策定
- (4) 事案に応じた委員会等の開催に向けて、参加者の連絡調整を行います。（重大事案の場合、関係機関等への連絡調整は、校長指示の下、教頭が行います。）

事案に応じた委員会等の開催（至急）

- (5) 第1回委員会を開催します。
 - ア 報告及び概要説明
 - イ 校長による方針の説明及び内容等の指示
 - ウ 事案の状況により、調査メンバーの確認、外部機関等への連絡（SSW、養護教諭、部活動顧問、旧担任、特別支援教育支援員等）
 - (ア) 聴き取り（2回）：心に寄り添った指導
 - (イ) セカンドオピニオンの考えによる聴き取りの実施（担任以外に該当児童が信頼を寄せる職員による聴き取りの実施）
 - (ウ) 背景及びこれまでの経歴（学校生活）等
 - (エ) 重大事案である場合は、外部機関（市教委、警察等）の協力要請
 - (オ) 現状についての保護者への連絡（連携の確認）

調査の実施（事実関係の確認作業）

- (6) 校長の方針による事実の確認を行います。調査メンバーは、途中経過を校長に報告します。
 - ア 調査メンバーは、事実及び内容の精査を行います。
 - イ チームリーダーを中心に事実の確認及び情報を共有し、共通理解を図ります。
 - ウ 担任は、途中経過について保護者に連絡をします。

調査内容による事実・内容の精査，指導方針の具体化

(7) 第2回委員会を開催します。

ア 各調査メンバーにおける事実内容等についての精査

イ 校長による指導方針の決定及び指示

(ア) 事案の解消に向けた取組（共通理解・共通実践の確認）

- ・ 学級での指導，学年での指導，全校一斉指導 等
- ・ 保護者に対して事実及び今後の方針について説明，保護者の協力依頼

(イ) 報告書及び記録簿の作成

(ウ) 継続的な生徒理解の実施

市教委への報告

(8) 事案について市教委へ報告を行います。

市教委による確認

(9) 学校からの報告について，次の視点から確認を行います。

ア 校長のリーダーシップの下，組織として対応しているか。

イ 複数で調査を実施したか。児童生徒に寄り添った指導を行ったか。

ウ 全職員が取組等について共通理解し，共通実践しているか。

エ 事案にかかる児童生徒の保護者へ丁寧な誠意ある説明をしているか。

オ 解消に向けた生徒指導及び生徒支援になっているか。

カ 具体的な経過観察等が適切か。

キ 再発防止・未然防止につながる指導を行っているか。

(10) 経過観察を通して，継続的な指導を行います。

ア 複数の教員による見守り（日常の観察等）

イ 保護者への継続的な連絡

ウ 重大事案については市教委への経過観察後の報告

(11) 再発防止・未然防止のための指導に取り組んでいきます。

ア アンケート等の実施

イ 教育相談の実施

ウ 事案に応じた職員研修の実施

4 年間生徒指導計画の作成並びに研修機会の設置

様々な事案に対して組織的に対応するためには、共通実践するための計画を作成し、実行していくことが必要です。また、計画を立てても、それに即した対応ができていなければ、意味がありません。

生徒指導態勢については、原則、組織的な対応が求められているのは言うまでもありません。個人で対応してしまうと、担当者が抱え込んでしまい、学校としての指導方針から外れてしまうおそれがあります。

学校が一人一人の児童生徒に対して、組織的な生徒指導を展開していくためには、校内の生徒指導態勢をより早期に確立することが必要です。

すなわち、校内の生徒指導の方針・基準を定め、これを年間の生徒指導計画に盛り込むとともに、校内研修を通じてこれを教員間で共有し、一人一人の児童生徒に対して、一貫性のある生徒指導を行うことのできる校内態勢をつくる必要があります。

また、一人一人の児童生徒の状況を把握するためには、適切な児童生徒理解が前提になるため、児童生徒理解に必要な個々の児童生徒に関する資料を、適切に整理・保管しておく必要もあります。

【 2 生徒指導の年間計画の作成について 】

生徒指導の年間計画を作成することはとても大切なことです。

学期や年間行事、指導内容についてあらかじめ準備しておくとともに、年間を通した計画を作成することにより、教師は、どのような指導を行うのか、また、どのようなことを確認しながら、生徒理解を深めていくのかということにつながります。さらに、児童生徒の望ましい成長につながることを期待されます。

児童生徒の望ましい成長に資する年間計画を作成するとともに、学期ごとに自主点検を行い、生徒指導態勢について振り返ることが大切です。

その際、成果（できたこと）、課題（できなかったこと）だけでなく、その原因や課題を解決するための具体策を考えることが必要です。また、その反省点や課題点を基に、次の学期や年度の指導に生かしていくことも大切です。

生徒指導は、生徒指導主任や生徒指導担当職員だけが行うものではありません。全職員が組織的に取り組むものです。児童生徒の望ましい成長につながる生徒指導のために努めていきましょう。

(例) ○○中学校生活指導年間指導計画 (全は全体、係は生徒指導係、外は校外に関するもの)

月	関 連 行 事 等	主 な 指 導 内 容	確 認 事 項 等
4	全：入学式(4/7) 第1回生徒指導事例研修会(4/10) (全職員で生徒指導共通理解) 新入生オリエンテーション(4/11) 全体指導(4/18) 家庭訪問(4/23～27) 外：生徒指導主任・担当者会運営委員会	全：年度当初の指導についての確認 生徒指導基本方針の確認・共通理解 (第三者調査委員会報告書の活用) 年度当初の生徒の実態把握・共通理解 第1回生活確立週間(4/19～23) 連休の過ごし方の指導(事故・事件のない安全な過ごし方を担任から指導)	・児童生徒の状況を正しく把握 ・前年度の担任や学年職員等から引継ぎ ・第三者調査委員会報告書の読み合わせ並びに共通理解
5	全：第2回生徒指導事例研修会(5/19) (生徒指導事例の対処方法・体罰防止の研修) 職員研修(いじめ指導並びに体罰防止) 外：少年補導委員委嘱状交付式	全：第2回生活確立週間(5/19～23) 職員研修でハンドブックを活用した いじめ指導並びに体罰防止 夏服更衣	・児童生徒の連休後の生活状況の把握 ・児童生徒の生活習慣の確立
6	全：教育相談(6/18～27) 生徒指導研修(教育相談の情報共有) 外：中・高生徒指導主任・担当者会	全：生徒の実態把握 校内での過ごし方の指導について確認	・児童生徒の教育相談の実施と、内容の共有
7	全：期末テスト(7/2～4) 体罰防止アンケート 生徒指導自主点検(全員で体罰防止・ 生徒指導態勢についての振り返り) 職員研修(1学期の生徒指導態勢の反省) 外：夏季合同補導 P T A 校外補導	全：1学期の反省 体罰防止アンケート等の実施 夏休み中の生活指導の確認・共通理解 係：テスト終了後の校外補導 外：深夜補導	・1学期の反省 ・生徒指導の自主点検実施
8	全：第3回生徒指導事例研修会(8/21) (1学期の反省を基にした2学期の生徒 指導態勢の確立と共通理解) 外：小・中学校生徒指導主任・担当者会 夏季合同補導, P T A 校外補導	全：夏休みの反省 2学期の生徒指導態勢の確立 外：夏祭り街頭補導	・1学期の点検結果の分析と2学期の方針の把握 ・ハンドブックの活用
9	全：体育大会(9/22) 実力テスト 職員研修(いじめ指導並びに体罰防止) 外：中学校生徒指導連絡会	全：第3回生活確立週間(9/1～9/5) 夏休み明けの実態把握 中間服更衣	・2学期の方針実施 ・運動会等での友人関係等の把握
10	全：文化祭(10/31) 職員研修(2学期の中間振り返り・後半 の指導態勢の確認)	全：2学期の中間反省	・2学期の中間反省と見直し、後半の指導態勢の共通理解
11	全：集団宿泊学習, 修学旅行, 職場体験学習 教育相談週間(11/17～21) 生徒指導研修(教育相談の情報共有) 3年実力テスト 2学期期末テスト 外：小・中生徒指導主任・担当者会 県生活指導研究協議会研究大会	全：第4回生活確立週間(11/18～25) 各学年学校行事事前指導 係：テスト終了後の校外補導 外：校外補導 冬服更衣	・行事を通じた状況把握 ・教育相談を通じた児童生徒理解と支援、並びに情報共有
12	全：3年三者面談 体罰防止アンケート 生徒指導自主点検(全員で体罰防止・生 徒指導態勢についての振り返り) 第4回生徒指導事例研修会 (1学期の反省を基にした2学期の生徒 指導態勢の確立と共通理解) 生徒指導研修(2学期の生徒指導態勢の反省)	全：冬休みの生活指導の確認 体罰防止アンケート等の実施 2学期の反省	・2学期の反省 ・生徒指導の自主点検実施 ・ハンドブックの活用
1	全：実力テスト(1/8) 外：第3回小・中生徒指導主任・担当者会 校外補導	全：第5回生活確立週間(1/20～28) 冬休み明けの実態把握 係：テスト終了後の校外補導	・2学期の点検結果の分析と3学期の方針の把握
2	全：教育相談(2/4～10) 生徒指導研修(教育相談の情報共有) 学年末テスト	全：年度末の指導内容の確認 係：テスト終了後の校外補導	・3学期の中間反省と見直し
3	全：卒業式, 修了式 体罰防止アンケート 生徒指導自主点検(全員で体罰防止・生 徒指導態勢についての振り返り) 生徒指導研修(3学期並びに1年間の生徒指導 態勢の反省と来年度に向けた取組の確認) 外：緊急時心理支援分科会 校外補導	全：一年間の反省 体罰防止アンケート等の実施 生徒指導態勢の反省と来年度に向けた取組事項の確認・引継ぎ 春休みの生活, 引継ぎ 係：年間指導計画の作成	・3学期と1年間の反省と来年度の方針決定 ・小学校との情報交換(新中学1年生) ・生徒指導の自主点検実施 ・引継ぎ資料作成

※ 児童生徒の変化や状況をしっかりと理解し、形だけの研修にならないように取り組んでいくことが大切です。

【 3 児童生徒に寄り添った生徒指導について 】

1 児童生徒に寄り添った生徒指導の在り方

児童生徒に寄り添い、生徒指導を行うことは、とても大切です。

しかし、「児童生徒に寄り添う」ということが、どのようなことなのかをしっかりと理解する必要があります。

「児童生徒に寄り添う」指導とは、児童生徒が成長するための手がかりやきっかけとなる適切な環境（安心できる居場所づくり、児童生徒の話の傾聴と受容、児童生徒の人権に配慮した対応等）を整えるなど、児童生徒の成長を支援する視点をもって行う指導のことです。具体的には、児童生徒を多面的に見つめながら、児童生徒の声を傾聴し、受け入れながら、より良い方向に向かうよう支援していくことです。

「生徒支援」の考えをしっかりともち、よりよく成長するために、共に話し合い、関わり合いながら、取り組んでいくようにしましょう。

(1) 「自己指導能力」の育成を目指して

「生徒指導提要」にもあるように、生徒指導の意義として、「児童生徒自ら現在及び将来における自己実現を図っていくための自己指導能力の育成を目指す」とあります。「自己指導能力」について、以下のように示されています。

自己をありのままに認め（自己受容）、自己への深い洞察を加え（自己理解）、これらを基盤に自らの目標を確立するとともに、目標達成のために、自発的、自律的に自らの行動を決断し、実行すること。

〔『生徒指導資料集第20集』文部省（1988）より〕

つまり、「そのとき、その場で、どのような行動が適切か、自分で考えて、決めて、実行する能力」ということです。そのような能力を育むには、多くの教師が児童生徒を多面的に見つめ、よりよい成長のためにサポートしたり、適切なアドバイスをしたりすることを通して、児童生徒に寄り添うことが大切です。

(2) 「自己指導能力」を培うために

教育という言葉は、「大人が子どもを教育する」というように、大人が主語で子どもが目的語になる形で用いられることが一般的です。生徒指導についても、そうした側面を有するものです。しかし、人格の完成については、「児童生徒が望ましい大人になる」というように、児童生徒自身が主語となる形で行われていく必要があります。

もちろん、あらゆる行動を一から児童生徒に決めさせていくことは不可能です。学校教育の場においては体系性や計画性も求められています。しかし、指導の中で児童生徒が主体的に取り組めるような配慮を行うことにより、自発性や自主性、自律性が育まれるようにしていくことは可能です。自分から進んで学び、自分で自分を指導していくという力、自分から問題を発見し、自分で解決しようとする力、自己学習力や自己指導能力、課題発見力や課題解決力というものが育つ指導を行っていくことが望まれます。

2 児童生徒に寄り添った生徒指導の対応について

(1) いじめへの対応

ア いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※ この法律において「学校」とは、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚園部を除く）をいう。

※ この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

「いじめ防止対策推進法第2条」（文部科学省）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

「いじめ防止等のための基本的な方針」

（最終改定平成29年3月14日 文部科学大臣決定）

イ いじめの基本認識

- いじめはどの児童生徒にも、どの学校にも起こりえるものである。
- いじめは人権侵害であり、人として許される行為ではない。
- いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の法律に抵触する。
- いじめは学校、家庭、地域、関係機関がそれぞれの役割を果たし、社会全体で取り組む問題である。

ウ 未然防止策

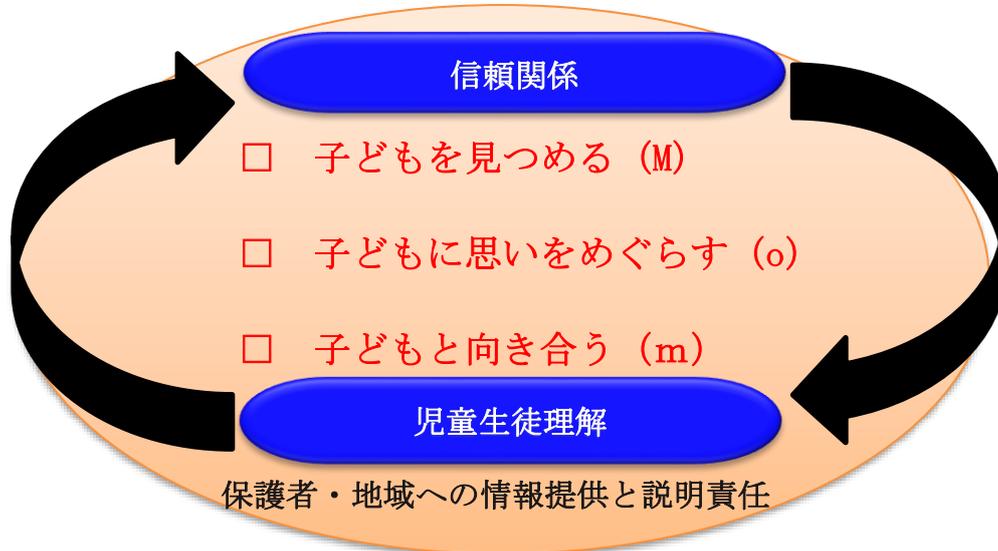
児童生徒は、教師との信頼関係がなければ、いじめについて悩みを打ち明けることができません。

また、信頼関係があっても、子どもは常に不安を抱いているため、なかなか言い出せない場合があります。

まずは、教職員一人一人がそれぞれの立場で、児童生徒を「見つめる」「思いをめぐらす」「向きあう」ことで信頼関係をつくるのが大切です。

Momの視点をもつことで、児童生徒と交わす何気ない会話や行動から、子どもが発する「サイン」に気付くことができます。

参照：「なくそう差別 築こう明るい社会」（鹿児島県教育委員会）



<p>学級担任 【普段の様子】</p>	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 日頃から、どの子に対しても丁寧な対応をしているか<input type="checkbox"/> 声の調子や表情の変化に注意を払っているか<input type="checkbox"/> 教室では誰と過ごしているか<input type="checkbox"/> 日記等で気付くことはないか<input type="checkbox"/> 学校や家庭のことで気になることを言っていないか<input type="checkbox"/> 落ち込んでいたり、急に明るくなったりしていないか
<p>教科担任 【授業の様子】</p>	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 子どもを否定するような言動や態度がないか<input type="checkbox"/> 威圧的で乱暴な言葉遣いをしていないか<input type="checkbox"/> 間違いや失敗を嘲笑する雰囲気はないか<input type="checkbox"/> 発言に対して、はやし立てるような雰囲気はないか<input type="checkbox"/> グループをつくる時に表情が暗く、孤立することはないか

<p>養護教諭 【保健室での様子】</p>	<input type="checkbox"/> 子どもが相談しやすい雰囲気をつくっているか <input type="checkbox"/> 来室が急に増えたり，減ったりしていないか <input type="checkbox"/> 特定の教科や時間，曜日に来室することが多くないか <input type="checkbox"/> 学校生活や家庭のことで気になることを言っていないか
<p>清掃・委員会担当 【活動の様子】</p>	<input type="checkbox"/> 昼休みの委員会活動など，大変な役割を担当することが多くないか <input type="checkbox"/> いつも片付けをさせられていないか <input type="checkbox"/> 役割を決める際に，不自然なことはないか
<p>全ての職員 【学校生活全般の様子】</p>	<input type="checkbox"/> 登下校のときに気になることはないか <input type="checkbox"/> 昼休み等の過ごし方で気になることはないか
<p>部活動顧問等 【部活動の様子】</p>	<input type="checkbox"/> 休みが急に増えたり，練習に身が入らなくなったりしていないか <input type="checkbox"/> 間違いや失敗を嘲笑する雰囲気はないか

エ 発生した場合の対応

いじめ問題への取組にあたっては，学校長のリーダーシップのもとに「いじめを根絶する」という強い意志をもち，学校全体で組織的な取組を行う必要がある。そのためには，早期発見・早期対応はもちろんのこと，いじめを生まない土壌を形成するための「予防的」「開発的」な取組を，あらゆる教育活動において展開することが求められる。

各学校において，いじめ問題への組織的な取組を推進するため，学校長が任命した，いじめ問題に特化した「いじめ対策委員会」（仮称）を設置し，そのチームを中心として教職員全員で共通理解を図り，学校全体で総合的ないじめ対策を行う。

⑦ 組織で対応するために

いじめ問題に対応するためには，日頃から児童生徒と接している先生方からの情報と家庭の様子を把握することが大切です。いじめの疑い等の情報を入手したときには，児童生徒の思いを聴き取り，それを踏まえた対応になるためにも，「いじめ対策委員会」（仮称）において，いじめの認定及び対応策を検討することが必要です。

(4) 「いじめ対策委員会」（仮称）について

「いじめ対策委員会」（仮称）は学校長が任命した教頭，生徒指導主任，学年主任，学年生徒指導係，担任，養護教諭等を中心に組織し，いじめ対策に特化した役割をもつようにします。

いじめの疑い等の情報

いじめ対策委員会（仮称）において、「いじめの芽」や「いじめの兆候」も含めて，いじめかどうかの認定を行う

メンバー：管理職，生徒指導主任，学年主任，学年生徒指導係，担任，養護教諭等
既存の校内生徒指導委員会ではなく，いじめ対策委員会（仮称）において，いじめかどうかの認定を行うことが重要です。

いじめと認定された場合は，情報収集と指導方針の具体を決定し，早期に課題解決を図り，いじめを解消する
(詳細は，対応フロー参照)

いじめが「解消している」状態とは，少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし，これらの要件が満たされている場合であっても，必要に応じ，他の事情も勘案して判断することが大切です。

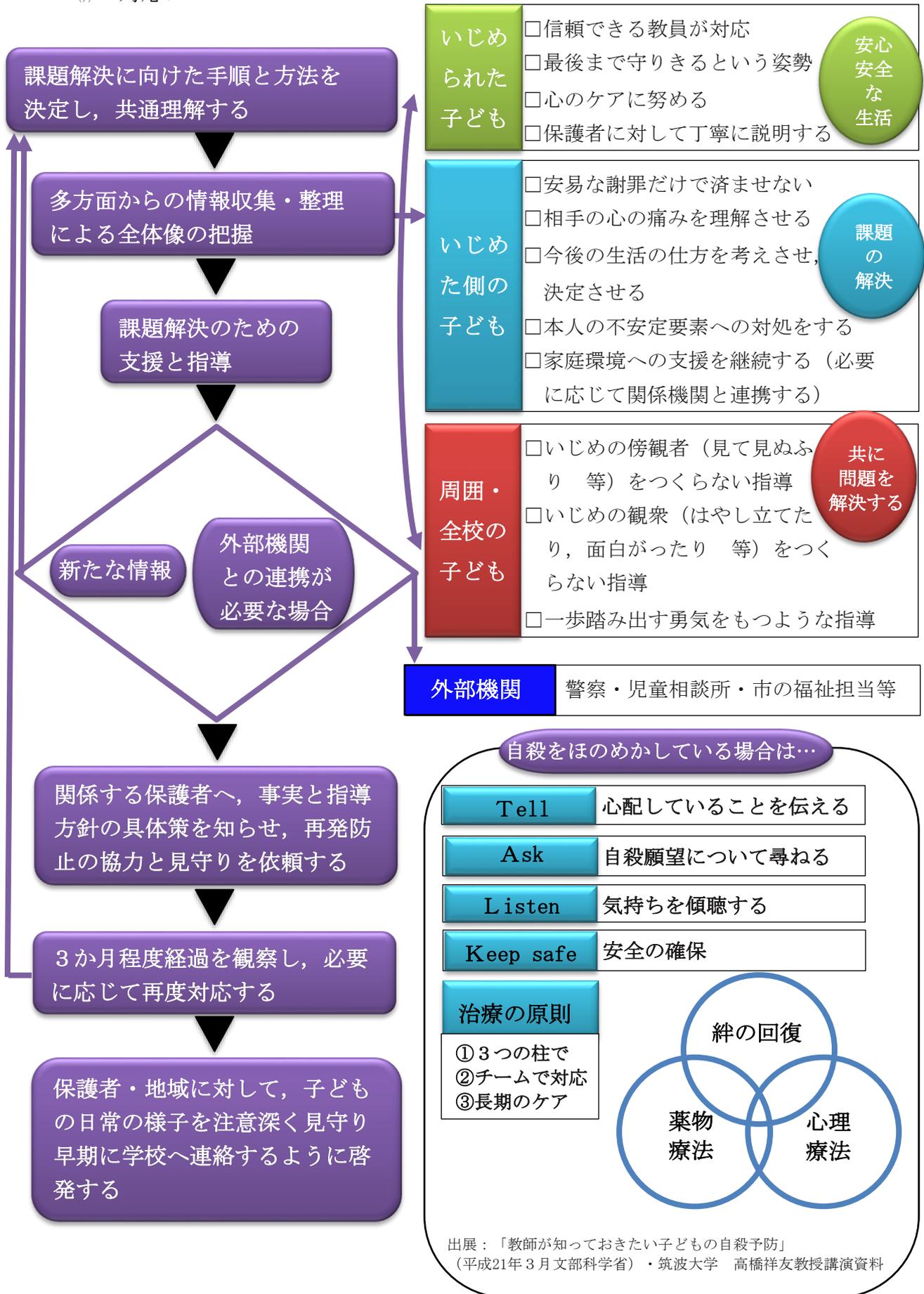
(1) いじめに係る行為が止んでいること

- 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは，少なくとも3か月を目安とします。

(2) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

- いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において，被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し，心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認します。

(7) 対応フロー



心身の苦痛を感じ「いじめのサインを発している子ども」や「いじめを訴えた子ども」への初期対応はとても重要になります。

初期対応が遅れると、後々大きな問題につながったりすることもあります。次の指導例の問題点はどこにあるでしょうか。

大切な視点は2つです。

「児童生徒の心に寄り添う指導」と「組織的対応」です。

～ある担任教諭の指導について～

- ある日の授業中、生徒Aの様子がいつもと違うように感じた支援員は、授業終了後、生徒Aに「大丈夫？」と声を掛けた。すると、生徒Aの目に涙が溢れてきた。
授業中、生徒Aは周りの生徒に笑われたように感じたということだったが、実際にはそのようなことはなかった。
- その後、生徒Aは泣きながら保健室に入ってきた。
- 養護教諭から連絡を受けた担任教諭は、生徒Aに対して「嫌なことをされていたのなら話すように」と伝える。
- 生徒Aは、担任教諭に泣いてしまった事情とは直接関係のない話をした。（消しカスを投げられたり、「きもい、うざい」などの言葉をかけられたりしていたとのこと。）
- 担任教諭は、その日の放課後、生徒Aに各行為等をしたとされる10名全員を集め、叱責し、指導した。
担任教諭は、生徒Aが泣いていたときの授業担当者や支援員、養護教諭等に事情の確認を行わなかった。
- 担任教諭はその後、欠席がなかったため、問題が解決したと考え、Aさんに対する継続的なフォローを行わなかった。

(2) 不登校への対応

ア 不登校の定義

不登校とは、文部科学省の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」において「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しない、あるいはしたくともできない状況にある者（ただし、「病気」や「経済的な理由」によるものを除く）」と定義されています。

イ 不登校の未然防止に向けて

- (ア) 魅力ある学校・所属意識が高まる学級づくり
 - ・ 児童生徒が意欲的に取り組める授業づくり
- (イ) 自己有用感・自己肯定感を育む活動の工夫
 - ・ 児童生徒の頑張りを認める<作品等への朱書きのコメント記入等>
- (ウ) 児童生徒同士の関係づくりと受容的な雰囲気づくり
 - ・ あまみっ子すこやかプログラム等の実施
(構成的グループエンカウンターを行う教職員のスキルアップ)
- (エ) 児童生徒の心に寄り添う職員の言葉と態度
 - ・ 安心して話せる信頼関係づくり

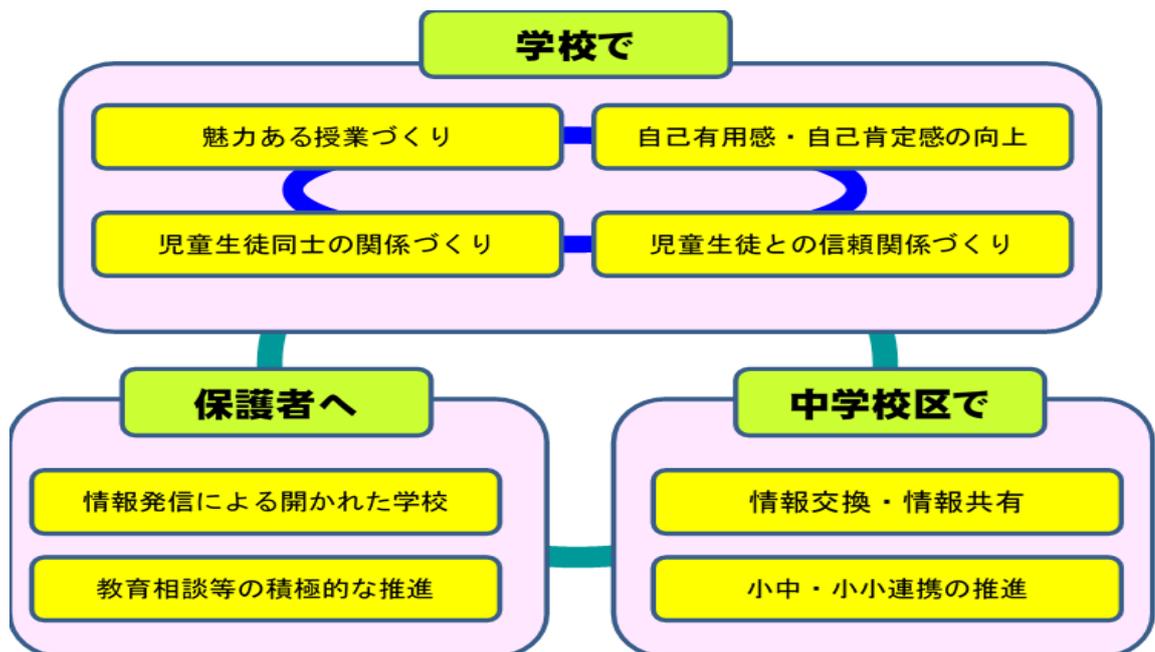
ウ 学校と保護者の信頼関係づくり

- (ア) 学校便り、学級通信による定期的な情報発信
- (イ) 教育相談や家庭訪問、電話連絡や連絡帳等の積極的な実施

エ 中学校区における小中連携等の推進

- (ア) 情報交換・情報共有の推進
- (イ) 登校リスクの確認と見直し
- (ウ) これまでの個々の状況に基づいた支援の在り方の共有
- (エ) 小学校間の連携の強化（対応、情報共有）

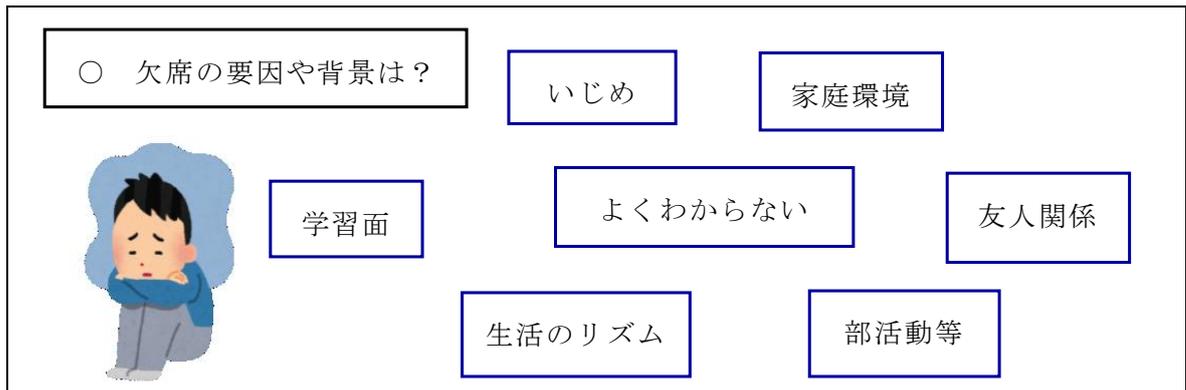
【 地域・保護者・学校との連携図 】



オ 不登校児童生徒，保護者への対応

(ア) 不登校の児童生徒の気持ちに寄り添い，社会的自立に向けて支援すること

まずは焦らずに今の子どもの気持ちを受け入れる（受容する）ことが大事です。登校できなくなった児童生徒の気持ちに寄り添い，さらに要因や背景を多角的，多面的に探り，全職員で共通理解を図る取組が必要です。しかしながら，児童生徒自身は現在の状況を客観的に表現することができない場合も多いことも理解しておく必要があります。児童生徒が不登校にならない学校づくりを目指し，普段から児童生徒の自尊感情，自己肯定感を高める取組も重要です。

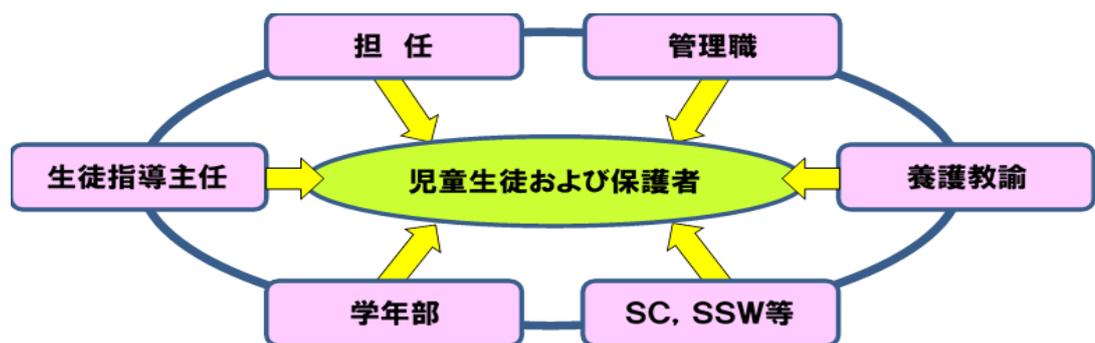


(イ) ケース会議の開催

不登校については，原因も状態像も複雑化・多様化していることもあり，アプローチする立場，時期，内容を十分に検討し，役割を決定して共通理解・共通実践を図ることが大切です。

ケースによっては児童相談所などの関係機関と協力し，組織的，計画的に対応に当たることも重要です。

【 多方面からの支援図(例) 】



(ウ) 児童生徒との関わり

不登校の児童生徒を，その都度見極め（アセスメント）を行った上で，適切な働きかけや関わりをもつことが必要となってきます。その際に大切なのは，児童生徒や保護者の心情を受け入れることが重要です。学校との関係を丁寧に構築しつつ，児童生徒本人が社会とのつながりを形成し，主体的に歩み出せるための援助を行うという視点が必要です。

(エ) 保護者への関わり

保護者を支援し、児童生徒のみならず家庭に対し、適切な働きかけや支援を行うことが、不登校児童生徒本人にも間接的な効果を及ぼすものと期待されます。その意味からも、保護者に対し担任の教員や養護教諭が相談に応じたり、必要な専門的相談の場を紹介したりするなど、適時適切な対応が求められているといえます。

(カ) 家庭訪問の実施

電話や手紙といった方法もありますが、児童生徒、保護者の表情までは読み取ることはできません。現在の子どもの状況や家庭の環境を知ることは今後の対策を立てる上でも必要なものです。計画的に家庭訪問を実施することは大変効果的です。

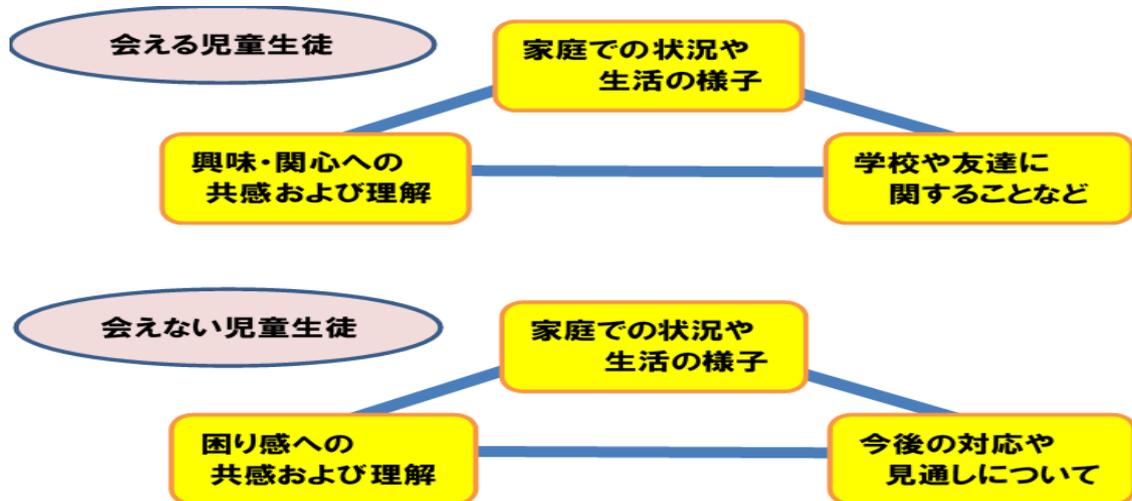
・ 複数での訪問

複数の職員で家庭訪問を行い、訪問後に児童生徒・保護者との会話の内容やお互いの表情について話し合うと、訪問者同士でも性格が違いうように受け止め方にも違いがあることから、複数で訪問することが大切です。

・ 家庭訪問の目的 ～個々の児童生徒の状況に応じて柔軟に対応する～

児童生徒（保護者）にとって、何が（支援、声かけ、サポート）一番必要であるのかを考えて対応することが大切です。

【 ケースによる支援図 】



家庭訪問時におけるチェックポイント

- 「チーム学校」で対応し、管理職や生徒指導主任、学年主任等と連携が図れていますか？
- 保護者に事前連絡を入れて、了解をもらっていますか？（思いつきで突然の訪問ではありませんか？）
- 今回の訪問における見通しをもっていますか？（複数で意図・目的、方法及び成果を検討しましたか？）

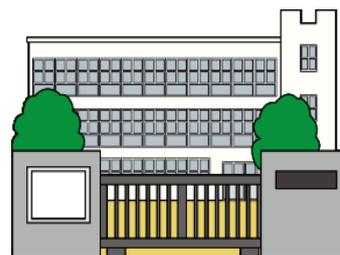
カ 校内別室登校への受入（居場所づくり）態勢

(ア) 別室登校時の対応について

- ・ 全職員で共通理解
- ・ 学級担任・学級のかかわり
- ・ 毎日の面会，生活ノート等のやりとり→信頼関係の構築
- ・ 学校や進路等についての情報提供
- ・ 所属学級の児童生徒との関わり（「活動」を中心に，本人の承諾を得て）
- ・ 行事等への参加（児童生徒の意向を踏まえ，できる範囲で）

(イ) 個に応じた支援

- ・ 職員の対応について
- ・ 担任（教科担任）と連携した支援
- ・ 児童生徒の状況に応じた段階的な日標設定
- ・ 定期的・継続的なカウンセリング
- ・ 身体を動かす活動や屋外での作業等の導入



キ 環境整備

(ア) 職員配置の配慮（計画的な配置，空き時間がある職員や管理職のサポート）

(イ) 学習や面談に適した場所，掲示物の工夫や植物の設置等

【 別室登校における留意点 】

- 別室利用のルールを策定すること（ある程度の柔軟性を考慮）
- 担任は面会等を行い，信頼関係の構築に努めること

【 児童生徒が登校できたら 】

- 登校できたことを，相手に伝わるように称賛すること
- 登校時間が遅れたり，課題が終わっていなかったりした場合は，注意するのではなく，途中までの努力を認めること
- 保護者が安心感をもつことができるように，学校での様子（取り組めたことや頑張ったこと）を伝えること

ク 奄美市適応指導教室（ふれあい教室）及び関係機関との連携

(ア) 適応指導教室（ふれあい教室）への定期的な訪問

- ・ 担任，生徒指導主任，管理職等の訪問
- ・ SC，SSWとの情報交換
- ・ 本人との面会，活動への参加や学習支援

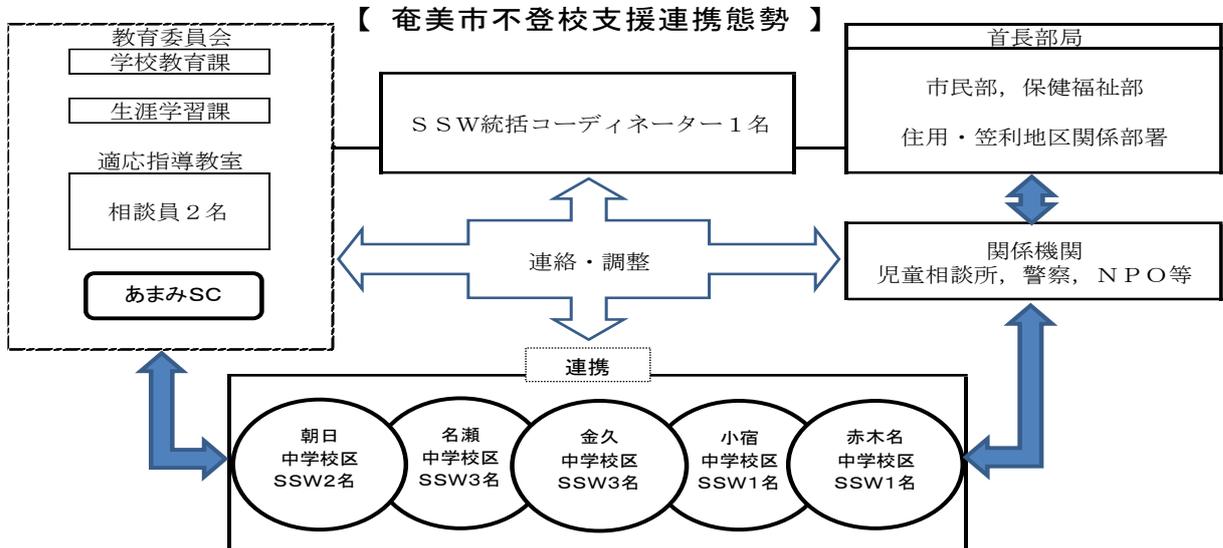
(イ) 情報提供

- ・ 学校や進路等についての情報提供
- ・ 学校と児童生徒（保護者）をつなげる「架け橋」



ケ ケース会議の開催

- (ア) 学校を中心に諸関係機関を交えた多面的な協議
- (イ) 支援方法の共通理解
- (ウ) 関係者の連携に基づいた支援の推進
- (エ) 特別支援教育の視点による協議



(カ) 校内ケース会議（「組織的対応」の視点）

- 要因につながる情報の収集（役割を決めて収集）
 - ・ 担任…学級での様子，家庭訪問での状況，兄弟姉妹の様子，小学校の頃の様子，教育相談の内容等
 - ・ 教科担任…授業中の様子や提出物，授業中の様子等
 - ・ 養護教諭…健康診断の結果や保健室利用等
 - ・ 部活動顧問…部活動や大会等の様子
 - ・ SSW・SC…これまでの相談内容等
 - ・ その他…必要に応じた役割の分担
- 第1回ケース会議（情報の共有，今後の目標，役割分担）の実施
 - ・ 要因や背景について，それぞれの役割の立場で報告し，情報の共有を行う
 - ・ 目標（短期・中期・長期）の決定及び役割の分担
 - ・ 次回開催期日の確認
- 第2回ケース会議（これまでの取組と児童生徒，保護者の変容，今後の計画）の実施
 - ・ それぞれの立場からの活動内容と成果，今後の内容について情報共有
 - ・ 目標に対する評価を行い，今後の活動方針，役割内容について確認
 - ・ 次回（必要に応じて）の開催期日の確認

【学校で見られるサイン】

- 自己否定的な言葉やイメージをもつようになる。
- 理由のはっきりしない欠席が続いたり、「風邪」「頭痛」「腹痛」等の症状で長引いたり、断続化したりする。
- 身体の不調を訴えて保健室に行く機会が増える。
- 遅刻や早退が多くなる。
- 休日の翌日に休みが多くなる。
- 特定の教科や試験がある日の欠席が多くなる。
- 部活動を休みがちになったり、やめたがったりする。
- 友達とのかかわりが減り、クラスから離れがちになる。
- 学習への意欲減退や成績低下が見られる。
- 忘れ物が多くなる。
- ぼんやりすることが多くなる。



【家庭でのサイン】

- 家族と会話することを避けがちになり、部屋にこもる時間が長くなる。
- 食欲がなく顔色が悪い。
- 理由もなくイライラしたり、周りの人や物に八つ当たりしたりするようになる。
- 夜遅くまで起きていて、なかなか寝つけない。
- 学校に行く準備をするが、翌朝になると起きることができない。
- 登校前に腹痛等の症状を訴えるが、欠席後に症状がなくなる。
- 学校に行こうとすると体が硬直して動かなくなることがある。

サ 寄り添いの姿勢

- 一人の人間として、児童生徒との信頼関係をつくっていくことを意識する。
- 児童生徒や保護者の意向を尊重し、「受容」することを中心に対応する。
- 保護者の不安や否定感を理解し、共感的な気持ちをもって接する。
- 今、現在できていることを認め、具体的な称賛を行い、信頼関係の構築に努める。（児童生徒を追い詰めるような叱咤激励は厳禁）
- 教職員は現在の子どもの状況を理解し、児童生徒に対して、慌てず、焦らずにじっくりと改善できるように待つ姿勢であることを伝える。
- 学校行事や学級生活の様子を伝え、学校や学級の一員であることを意識できるように働きかける。（様子を見ながら、負担にならない程度に）
- 登校できていないことを責められていると感じさせないように、言葉かけに配慮する。
- 最初は高い目標を設定せず、スモールステップを大切にする。

シ ケーススタディ

学校へ登校しない、あるいはしたくともできない状況にある児童生徒は、心に何らかの不安や悩みを抱えています。不登校が長期化してしまうと、さらに別の大きな精神的な負担を抱え続けることとなりますので、初期対応が重要になります。多くの事案から「自ら助けを求めることができない背景」もあります。早く気付いて、対策を講じることが大事です。次の事例についてどのように対応しますか。

【事例】

今年度4月に中学校へ入学したばかりのA子は元気に登校していた。

最初の頃は、宿題もしっかりと提出し、好きなバスケットボール部にも入部して意欲的に活動していた。

しかし、5月ごろから顔色がさえなくなり、遅刻が増えはじめ、6月にはたびたび腹痛による欠席がみられるようになった。

7月の教育相談で学級担任が、「ここ最近では体調が悪いのか？」と尋ねると、不安そうな表情であったが、「特に体調の不安はなく、これといった悩みや心配事もない。」との返答であった。その後も、腹痛による欠席が続いている。

Ⅱ 「子どもの権利」について

【 1 「子どもの権利」に関する基本的な考え方について 】

1 「児童の権利に関する条約」について

(1) 子どもの権利条約とは

子どもが一人の人間として基本的人権を所有し、行使する権利を保障するための条約です。

世界中のすべての子どもが、健康に生きて、存分に学んだうえで自由に活動し、大人や国から守られ、援助されながら成長する権利があることが定められています。

子どもの権利条約は、1989年に国連で採択され、日本は1990年（平成2年）にこの条約に署名し、1994年（平成6年）に批准し、効力が生じています。

（文初高第149号 平成6年5月20日 文部事務次官通知）

児童の人権に十分配慮し、一人一人を大切にされた教育が行われなければならないことは極めて重要なことであり、本条約の発効を契機として、更に一層、教育の充実が図られていくことが肝要であります。このことについては、初等中等教育関係者のみならず、広く周知し、理解いただくことが大切であります。

(2) 子どもの権利条約が定める「4つの権利」

子どもの権利条約は、各条項で規定されている内容ごとに大きく4種類に分類されています。各権利の概要とその権利の根拠となる条文は以下のとおりです。

【 生きる権利 】

住む場所や食べ物があり、治療を受けられるなど、健康かつ人間らしい生活を送ることができる権利です。
（第24条）（第27条）（第38条）

【 育つ権利 】

教育を受け、休んだり遊んだりしながら、自分の持つ才能を伸ばし、心身共に健康に成長できる環境が整備されていることが保証される権利です。
（第17条）（第23条）（第28条）

【 守られる権利 】

あらゆる暴力・虐待・搾取から守られ、幸福に生きられる権利です。

【 参加する権利 】

プライバシーや名誉、意思が尊重され、他人の権利を侵害しない範囲で自由に発言や活動ができる権利です。
（第12条）（第15条）（第31条）

(3) 子どもの権利条約における「4つの原則」

子どもの権利条約では、すべての子どもが、大人と同じ人間として平等に扱われ、主体的に生きる権利を持つ存在として定められています

しかし、子どもは大人と違い、身体的・精神的に発達段階にあり、未熟な部分があります。また、経済力も備わってはいません。そのような立場的に弱い段階にある子どもが自立できるようになるまでには、大人による十分な配慮や保護が必要となります。そのために、子どもの権利条約には子どもならではの権利も盛り込まれており、「4つの原則」は、子どもの権利条約における根源的な理念となっています。

○ 生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

○ 子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと）

子どもに関することが行われる時は、「その子どもにとって最もよいこと」を第一に考えます。

○ 子どもの意見の尊重（意見を表明し参加できること）

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

○ 差別の禁止（差別のないこと）

すべての子どもは、子ども自身や親の人種、性別、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

子どもの権利条約は 196 の国と地域で締結されています。

子どもの権利条約では、子どもの権利を守る責任は保護者が負うべきであると定めていますが、保護者の力が及ばない場合は、子どもの利益を最優先に考えて、周囲の大人が支援を凶る必要があります。

【 2 学校における「子どもの権利」について 】

1 こども基本法（令和4年6月22日公布，令和5年4月1日施行）

「日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり，次代の社会を担う全てのこどもが，生涯にわたる人格形成の基礎を築き，自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ，こどもの心身の状況，置かれている環境等にかかわらず，その権利の擁護が図られ，将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して，こども施策を総合的に推進すること」が目的とされています。

2 生徒指導提要（令和4年12月改訂）

第I部「生徒指導の基本的な進め方」第1章「生徒指導の基礎」の「生徒指導の取組」上の留意点」に「児童生徒の権利の理解」が記載されています。

3 「子どもの権利」を尊重した学校の在り方について

「子どもの権利」の浸透・波及

まずは，子どもが大人と同じ一人の人間として，その人権が尊重されるべきであることを共通理解することが重要です。このことは，教員だけでなく，学校教育に関わる保護者や地域の方々にも啓発し，浸透を図り，理解を得る必要があります。

「権利」への気付き

子どもたちが自分自身の尊厳や価値に気付き，同じ権利を他の子どもたちも同様に所有していることに気付かせなければなりません。また，子どもだけでなく，先生方や保護者などの身近な大人も同じ人権をもった存在であることに気付かせる必要があります。

自己肯定感・自己有用感の向上

学校生活や校則の見直し等において，児童生徒の声に耳を傾け，意見を受け止めることにより，子どもたちは自分が大切にされ，他の役に立っている充足感を得られ，自己肯定感・自己有用感の向上につながります。

相互理解の深化

自分にも他の人にも権利があることに気付き，その上で，互いに違う点等があることを認める意識を育てることで，相互理解が深まり，差別やいじめが相手の権利を傷付ける許されない行為であることを確認することができます。

【 3 チェックリスト 】

※ 次にある各項目について、自分自身に当てはまると思ったものには○を、当てはまらないと思ったものには×を、どちらともいえないものには△を記入して、自分自身の対応について振り返ってみましょう。



【 児童生徒の権利に関するチェックリスト 】

- 原則： 1 生命、生存及び発達に対する権利 2 子どもの最善の利益
 3 子どもの意見の尊重 4 差別の禁止

原則	番号	評 価 項 目	1回目 /	2回目 /	3回目 /
1	①	児童生徒が、人権を有する存在であることを認識し、その権利を尊重している。			
	②	児童生徒と話をする際に、児童生徒の人権を尊重した言葉遣いを心掛けている。			
2	③	児童生徒の最善の利益は何かを考えながら支援や指導を行っている。			
	④	児童生徒が休んだり遊んだりする権利をもっていることを考慮しながら指導を行っている。			
3	⑤	学校生活において、児童生徒の意見を聞き、その意見を取り入れるように考慮している。			
4	⑥	性別や人種、経済状況等によって差別することなく、全ての児童生徒に平等に接している。			

チェックリストを活用し、「児童生徒の権利」を尊重することを共有できていますか。

Ⅲ 体罰・暴言について

【 1 体罰・暴言に関する基本的な考え方について 】

1 体罰の概要について

(1) 懲戒と体罰の違いについて

学校教育法第 11 条→ 教職員による懲戒は可，しかし体罰は不可

※ 懲戒とは児童生徒の行為が不適切な際に行われる注意，警告，叱責，説諭のこと

体罰については，その内容が身体的性質のもの，すなわち，身体に対する侵害を内容とする懲戒（殴る，蹴る等），被罰者に肉体的苦痛を与えるような懲戒（正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等）に当たると判断された場合は，体罰に該当する。（平成 19 年 2 月 5 日初等中等教育局長通知）

(2) 具体的な体罰の行為について

体罰（直接的体罰）→ 叩く，殴る，蹴るなど（目に見える物理的な力）
（間接的体罰）→ 長時間の正座，起立なども体罰に該当

2 子どもの人権を侵害する体罰・暴言

国連で 1989 年に採択された「子どもの権利条約」（日本は 1994 年に批准）では第 19 条の中で，あらゆる暴力から子どもが守られることが明記されています。

児童生徒を導く立場にある教職員であっても，体罰や暴言は決して許されません。「体罰は法律に違反する行為であるとともに子どもの人権を侵す行為である」ことを認識し，「心に寄り添う生徒指導」の実現と「人権を侵害する体罰の撲滅」に向けて，全教職員が意識を高め，継続させていくことが必要です。

3 体罰の現状について（令和元年度文部科学省調査結果より）

	発生件数	主な発生場所			主な体罰の態様	
		授業中	休み時間	部活動	殴る・叩く	突く・押す
小学校	183 件	52.5%	15.3%		43.2%	11.5%
中学校	268 件	32.1%	11.6%	26.9%	46.3%	10.4%

4 奄美市教職員の体罰・暴言に対する 3 つの誓い

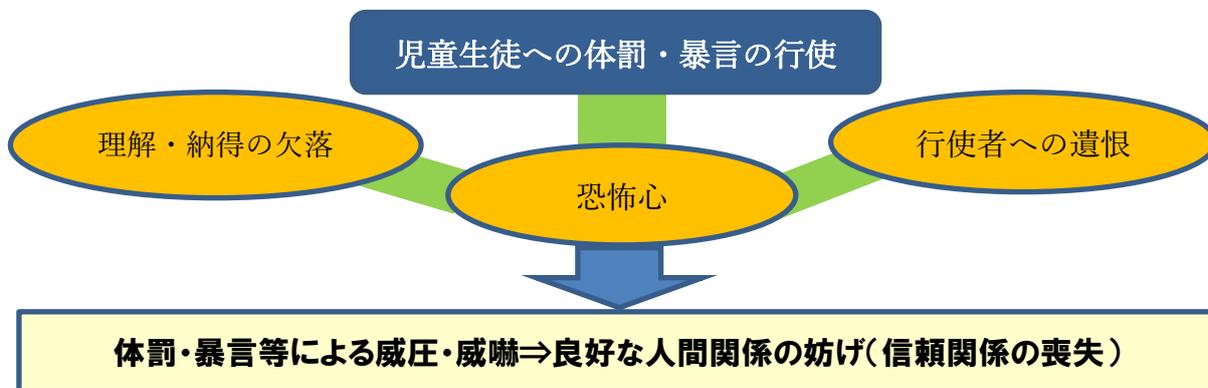
1 体罰・暴言を認めません 2 体罰・暴言をしません 3 体罰・暴言をさせません

自分自身を振り返ってみましょう。あなたのその指導は体罰・暴言ではありませんか。

【 2 体罰・暴言が与える影響について 】

1 体罰・暴言による人間関係の悪化

- 体罰・暴言による肉体的・精神的苦痛は、行使者への恐怖心を抱かせることになり、人権を侵害するだけでなく、信頼関係の構築に支障をきたします。



2 脳や心への影響

「体罰等によらない子育てのために」（令和2年2月：厚生労働省）では、体罰等が子どもの成長に悪影響を与えることについて説明しています。具体的には、「我慢ができない」、「集団行動ができない」などの行動問題のリスクが高まることを指摘しています。また、心情面では情緒不安定になったり、人との関わりに恐れを抱いたりするようになります。

そして、成人に向かう過程において、アルコール依存や薬物依存、うつ病や統合失調症などの様々な病気の発症につながることが指摘されています。



3 暴力を肯定化する体罰

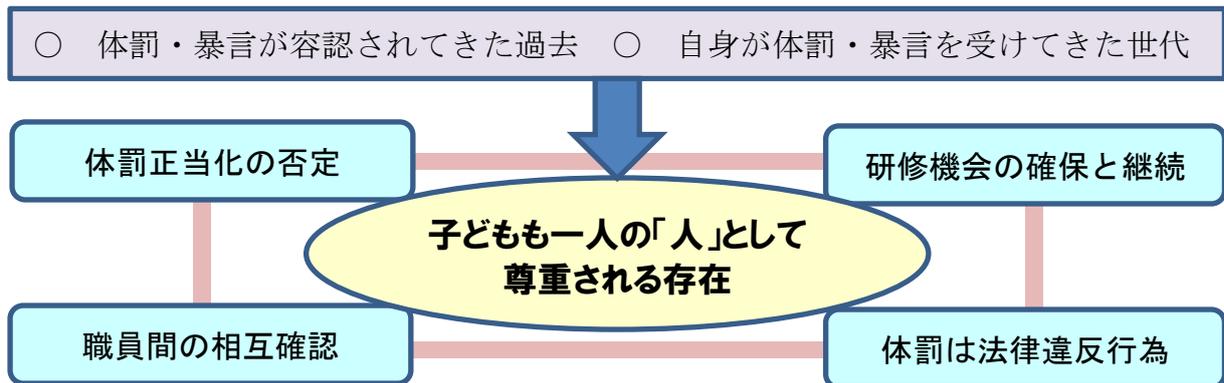
- 暴力を行ってもよいという誤解
- 体罰を受けた者が行う者へ

- 1 体罰という「負の連鎖」の継続
- 2 物事を力で解決しようとする考え

体罰・暴言が子どもの心と身体を深く傷つけることを認識していますか。

【 3 体罰・暴言の未然防止に向けて 】

1 チェンジ・マインド（意識を変える）～児童生徒の心に寄り添うために～



2 アンガーマネジメントについて

第1段階：怒りの場面の想定（イメージ・トレーニング）

- ・ どのような場面で、感情的になってしまっているだろうか。
- ・ どのような行為に対して、怒りが抑えられなくなるだろうか。

第2段階：怒りの感情をコントロールするために（マイルールの主な例）

- ・ 自分自身を落ち着かせるために深呼吸を行う。
- ・ 6秒間（怒りのピーク時間）は他のことを考える。
- ・ 抑えられない場合は、その場を離れたり、他の助けを求めたりする。

第3段階：言語能力のスキル・アップ

- 指導後の反応・行動への「怒り」→ 対応できず「体罰」「暴言」へ
 - ・ 落ち着いて、冷静に「言葉」で対応（煽らない、焚き付けない）
 - ・ 投げかける言葉は、「プラスの言葉で、長期的視点で」を意識すること
 - ・ 口調はできるだけ柔らかく、相手の心に寄り添う意思を感じさせること

3 「チーム学校」として～学校・保護者・地域の体罰根絶に向けた協働態勢～

- ・ 体罰・暴言に関するアンケートを児童生徒へ実施すること（各学期1回）
- ・ 信頼される学校づくり委員会等において、アンケート結果を公表し、第三者（保護者、地域、有識者）の意見を踏まえた改善策を策定、推進すること
- ・ アンケート結果、第三者意見、改善策について教育委員会に報告すること

子どもの成長を願い、体罰・暴言に頼らない指導を実践するように日々努めていますか。

【 4 ケーススタディ 】

- 事例を踏まえて、何が問題なのか、どうすればよかったのか、自分であればどのようにするかなどについて、それぞれ対応を考えてみましょう。

【事例1】

授業開始のチャイムが鳴り終わり、始まりの礼を行った後に、児童Aが教室に入ってきた。担任Bは遅れてきた理由を問いただしたところ、Aが「別にいいじゃん。遅れたくて、遅れたんじゃないし。」と返答したため、大きな声で「遅れたおまえが悪いんだろう。生意気なことを言うんじゃない。」と切り返し、左こめかみのあたりをこぶしで突いた。

【事例2】

サッカー部の練習中に、ボールのトラップをミスしてしまった生徒Cに対し、顧問Dは口頭で指導を行ったが、その後も繰り返し同じようなミスを繰り返した。そのため、「何度言ったらわかるんだ、やる気があるのか。」「おまえは使えないやつだ。もう部活動なんかやめてしまえ。時間の無駄だ」と声を荒げたが反応がなく、黙ってうつむいていたため、頬を数回叩いて、反省を促した。

【事例3】

E教諭は数学の授業中に、簡単な計算を間違えてしまった生徒Fに、少しきつい言葉をかけ、頑張らせようと思い、「こんな問題もできないの。小学校に戻って、一からやり直してきたほうがいいんじゃない。」「あなたにはこの場にいる資格がない。」等の発言を繰り返した。生徒Fは、この言葉を真に受けて、「自分は勉強なんかやっても無駄だ」と考え、学習に対する意欲を失ってしまった。

【事例4】

昼休みに廊下で些細なことがきっかけとなり、児童GとHがつかみ合いのけんかを始めた。他の児童の報告を受け、かけつけた担任Iは大きな声で「やめなさい」と指導し、二人を引き離して制止させた。その後、「けんかは両成敗だ。先生がよしと言うまで、互いに両手で頬をつまみ合いなさい。」と伝えて、GとHにそれぞれの頬をつまませた。

学校生活の様々な場面で、児童生徒の言動に落ち着いて対応できていますか。

【 5 チェックリスト 】

※ 次にある各項目について、自分自身に当てはまると思ったものには○を、当てはまらないと書いたものには×を、どちらともいえないものには△を記入して、自分自身の対応について振り返ってみましょう。



【 体罰・暴言等に関するチェックリスト 】

番号	評 価 項 目	1回目 /	2回目 /	3回目 /
1	体罰は学校教育法の法律等で禁止されている行為であることを十分理解している。			
2	時と場合によっては、体罰を行うこともやむをえないという考えは誤りであることを理解している。			
3	保護者から厳しい指導の要望があれば、体罰が許されるという考えは誤りであることを理解している。			
4	常に児童生徒の言動や態度の背景、置かれている立場や家庭環境等を踏まえて指導を行っている。			
5	常に児童生徒の気持ちに寄り添った生徒指導・生徒支援を行っている。			
6	学校生活において、児童生徒が反抗的な態度をとった場合にも、感情的になることはない。			
7	児童生徒に対して、精神的な苦痛を与える暴言や言葉遣いはしていない。			
8	常に児童生徒に温かい気持ちで接することができる。			
9	アンガーマネジメントに取り組み、自分なりの対処法を身に付けている。			
10	保護者や同僚などから「体罰・暴言ではないか。」と疑われるような言動はしていない。			
11	部活動、スポーツ少年団等の指導においては、勝利至上主義に陥ることがないような指導を行っている。			
12	児童生徒を自分の方針に一方的に従わせようとすることはない。			

チェックリストを活用し、体罰・暴言を「しない・させない」ことを共有できていますか。

IV 教育相談について

【 1 教育相談の基本的な考え方について 】

教育相談

「児童生徒それぞれの発達に即して、好ましい人間関係を育て、生活によく適応させ、自己理解を深めさせ、人格の成長への援助を図るもの」 「生徒指導提要」(文部科学省)

○ いつでも・どこでも・だれでも

教育相談は、単に問題解決だけを目的としたものではありません。また、教育相談係や養護教諭、担任など特定の者だけが行うものでもありません。授業や休み時間や清掃、給食、部活動などあらゆる場面がその機会となりますし、相談室という特別な空間だけでなく、教室や運動場、体育館や廊下もその場所となります。教職員であれば「いつでも・どこでも・だれでも」教育相談ができることが大切です。

○ 全ての児童生徒を対象に

教育相談は、全ての児童生徒を対象にします。不登校で困っている子、いじめをしたりされたりすることで悩んでいる子、反社会的な行動をしてしまう子は、もちろんですが、その子たちだけを対象にするのではなく、今は心身ともに健康に生活している、あるいはそのように見える子どもを含めて全ての子どもを視野に入れて進めていきます。

○ 受容と共感

相談の姿勢として、受容的な態度と共感的な理解が大切なことは言うまでもありません。相談する人の気持ちに寄り添いながら、相手のつらさ、悩みを自分のこととして感じるができるまで、とことん聴くことが大切です。

○ 学校における教育相談を生かす！

1 早期発見・早期対応が可能

小さな兆候(サイン)をとらえて事案に応じて適切に対応し、深刻な状態になる前に早期に対応することが可能である。

(児童生徒の観察から、家庭環境や成績など多くの情報を得る)

2 援助資源が豊富

学校には、学級担任をはじめ、様々な立場の教員がいるため、一人の児童生徒に対し多様なかかわりをもつことができる。

3 連携を図りやすい

学校という立場から、困難な問題解決のために各関係機関(相談機関や医療機関、児童相談所等の福祉機関)との連携を緊密にする。



【 2 教育相談の進め方 】

1 問題解決的教育相談

(1) 児童生徒の心理的特質と問題行動についての基本的知識をもつ

児童期から青年期に至る各発達段階で生じ得る様々な問題（例えば不登校，非行）や心理的特質，発達課題等についてよく理解しておく必要があります。



(2) 問題に気付く

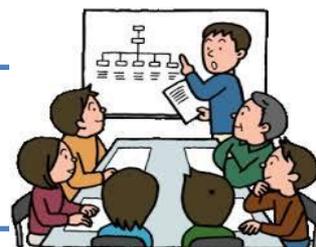
児童生徒の問題を少しでも早く発見し，問題が複雑かつ困難になる前に指導したり，対応したりするためには，教職員の観察力が必要です。

児童生徒と学校生活の様々な場に関わることで，授業場面だけでは分からない側面を知ることができます。児童生徒の行動の意味を理解しやすくなり，また問題への指導や対応も円滑に行うことができます。



(3) 実態を明確に把握する

児童生徒の気になる行動や問題の背景にあるものの意味について，明確に把握することが必要です。校内のみならず保護者や専門機関とも連携して検討することが大切です。



(4) ケース会議を開く

解決すべき問題や，課題のある事例（事象）を個別に深く検討することによって，その状況の理解を深め，対応策を考えます。

アセスメント（見立て）やプランニング（手立てやケースに応じた目標と計画を立てること）を行い，支援につなげていきます。

○ 効果的なカウンセリング技法

(存在価値を確認でき、自己肯定感を高められるような姿勢で行う)

つながる言葉かけ	労をいたわったり、心をほぐすような言葉をかけたりします。
傾聴	丁寧かつ積極的に話を聞き、よくうなずき受け止めます。
受容	反論したくなくても、そのような気持ちを抑えて、児童生徒の気持ちを押し量りながら聞きます。
繰り返し	自分の言葉が届いているということを実感させます。
感情の伝え返し	児童生徒の感情表現を応援します。
明確化	うまく表現できないものを言語化して心の整理を手伝います。
質問	話を明確化するとき、聞いているよということを伝えるときに質問を行います。
自己解決を促す	本人の自己解決力を引き出します。

2 予防的教育相談

(1) 問題が起きていないときの働きかけ

問題が起きていないときに、信頼関係を築いておくことが大切です。何事も生じていないときによい関係を築いておくと、いざ何事かが生じたときに、問題解決が比較的円滑にいくものです。

- ・ 児童生徒との関係

日頃から児童生徒一人一人に積極的な関心を持ち、児童生徒理解を図るよう心がけます。

- ・ 保護者との関係

日頃から、直接的・間接的に信頼関係を積み重ねることが問題行動の早期発見・早期対応を可能とします。

(2) 早期発見・早期対応

教職員は、児童生徒を知るために、朝の会・帰りの会・授業・休み時間・給食・掃除・部活動など、学校生活の全ての時間で児童生徒を観察しています。また、日記やテスト、諸検査などを使い、性格や能力などをつかむことができます。児童生徒と教職員が、同じ場で多くの時間を過ごすという学校の利点を生かし、問題が大きくなる前にその変化に気づき、問題が深刻になる前に早期に対応することが大切です。

(3) 多くの援助資源（人の力）による多面的な児童生徒理解

問題が起きていないときに、児童生徒理解を進めておくことが大切です。児童生徒の周りには、担任の他にも教育相談係、養護教諭、生徒指導主任など様々な立場の教職員がいます。また、校長、教頭は管理職としての立場から、そしてスクールカウンセラーは、その専門性を生かした支援ができます。

このように、学校には児童生徒を支える豊富な援助資源（人の力）があり、それらの複数の人間が情報を共有することにより、担任一人の主観的な児童生徒理解にとどまらず、より深く多面的な児童生徒理解が促進されます。

4 開発的教育相談（学校教育全体を通しての教育相談）

教育相談は、児童生徒が成長過程で直面する様々な問題の解決への指導・援助ばかりではなく、学校教育全体に関わって児童生徒の学習能力や思考力、社会的能力、情緒的豊かさの獲得のための基礎部分ともいえる心の成長を支え、底上げしていくものです。

(1) 開発的教育相談のポイント

ア 学級雰囲気づくり

「自由に伸び伸び振る舞える」「温かい」「協力的」といった雰囲気づくりを目指します。

イ 帰属意識の維持

集団に帰属することは人間の基本的な欲求のひとつです。「先生が自分のことを心配し見守ってくれている」という気持ちで帰属意識の芽生えにつながります。

ウ 心のエネルギーの充足

「勉強どころではない」という気持ちで学校生活を送る児童生徒がいるかもしれません。自分の存在を認められ、大事にされていると感じる学校生活を体験させ、児童生徒なりに達成したことをよく褒め、認めることで心のエネルギーの充足を図ります。

エ 児童生徒理解へのかかわり

児童生徒の家庭状況や学業成績、身体や行動上の問題など、しっかりと理解を図ります。どのような行動にも「そうせざるを得ない」理由があるという前提で対応します。

オ 学習意欲の育成

分からないときは、いつでも質問できる受容的な雰囲気をつくるとともに、児童生徒の興味関心を刺激する教材や授業方法の工夫、意欲がわくような褒め言葉、認め言葉を工夫することで学習意欲や教員との信頼関係を高めます。

カ 学習へのつまずきへの教育相談的対応

学習のつまずきを児童生徒自身に考えさせたり、保護者との面談を行ったりして学習方法の改善を支援します。必要に応じて校外の教育相談専門機関へつなぐことも考えられます。

キ 教員の指導性

教員が、児童生徒に対しリーダーシップを発揮し、モデルを示したり、カウンセリング的配慮で関わったりすることで、児童生徒が、守られた環境の中で自由に伸び伸びと学校生活を送れるようにします。

(2) よりよい人間関係づくりのための心理教育技法

開発的教育相談に活用できる手法として、次のようなものがあります。

ア 構成的グループエンカウンター

エンカウンターとは、本音を表現し合いそれを互いに認め合う体験のこと。この体験が、自分や他者への気付きを深め、共に生きる喜びやわが道を力強く歩む勇気をもたらします。

イ ソーシャルスキルトレーニング

ソーシャルスキルとは、日常生活や集団生活を心地よく過ごすために、必要な気持ちのもち方やスキルのことで、その技術を向上させることによって困難さを解決しようとする技法です。

ウ ピアサポート

ピア (Peer) とは、仲間・同輩・対等者という意味で、同じような環境や立場にいる同じような経験や感情を共有する仲間が、日常の悩みや相談事などを気軽に話し合うことです。

【 3 教育相談態勢の充実 】

1 教育相談態勢を整えるための留意点

学校における教育相談の目的は、児童生徒の自己実現を目指した、社会適応の支援です。一部の教職員だけでの対応では、その目的を達成することは不可能です。それぞれの立場で、態勢を整えるために留意すべきことは何なのか考えましょう。

- (1) 教育相談は、学校の教育目標達成のための生徒指導の一環であり、児童生徒の自己実現を図ることを支援することなどを扱うものであることから、その根本をなす、生徒指導の考え方についての共通理解を深めること。
- (2) 校長をはじめ全ての教職員が、様々な機会を活用して教育相談を行うことが必要であること。
- (3) 教育相談を、全校をあげて効果的に進めるためには、その中心となって連絡や調整を行う教育相談係や学年部などの組織が必要であること。
- (4) 組織内の分掌の役割と責任を明確にして、相互の関連が十分に図られるようにすること。
- (5) 教育相談係と他の教職員の役割をそれぞれ明確にし、調和のとれた活動ができるようにすること。
- (6) 教育相談についての理解と指導力向上のための研修の機会を設けること。
- (7) 学校全体として教育相談についての評価を行い、教育相談の改善・充実に努めることが大切であること。

2 縦間（校種・学年間）連携

幼稚園から小学校・中学校・高等学校と園児，児童生徒の進学や進級に際して，情報がしっかり引き継がれ，共有されることはとても重要なものです。特に特別な教育的支援が必要であったり，悩みを抱えていたりする児童生徒においては，その重要性は増してきます。学校の教職員がチームとして組織対応できるように連携を深めなければなりません。

○ 縦間連携のポイント

- (1) 全園児，児童生徒の教育相談における内容や引継ぎ事項について，共通シートなどに必ず記録を取る。
- (2) 進級時の学年部会や幼（保）小，小中，中高連絡会などを活用し，連携を深めるとともに，必要がある児童生徒について確実に情報を引き継ぐ。
- (3) 教職員が全員で対応できるという雰囲気をつくり出すとともに，支援態勢を構築する。

3 保護者との連携

児童生徒のより充実した生活を実現するために，家庭と学校との連携はなくてはならないものです。児童生徒に対する願いを家庭と学校とが共有し，児童生徒の自立に向けて，互いに協調して支援する姿勢をもつことが重要です。

○ 保護者との連携のポイント

- (1) あらゆる機会をとらえて，学校（学級）の教育方針や願いを丁寧に伝える。
- (2) 学校や学級を常に公開し，いつでも気軽に保護者が来校できるようにする。
- (3) 児童生徒一人一人の心身の健康を気遣う姿勢をもち続ける。
- (4) 学校での出来事，児童生徒のよさを積極的に伝え，共に喜ぶ姿勢を大切にする。
- (5) 普段から何でも話せる関係づくりをする。
- (6) 児童生徒に変化が見られたら，些細なことも連絡を取り合い，素早く対応する。
- (7) 不満や苦情が寄せられた場合でも，気持ちを受け止め，話を聞く姿勢をもち，誠実に対応する。

4 関係機関との連携

学校だけで児童生徒の問題を抱えていたのでは，十分な対応ができないこともあります。次のことに留意しながら，積極的に関係機関との連携を図り有効な支援策を構築しましょう。

(1) 関係機関の情報収集

専門機関といっても様々です。連携するには，それぞれの機関の機能や特性などを日頃から十分つかんでおく必要があります。各機関の中から，より有効な支援を構築できる機関をいくつか決めましょう。実際に訪問し，担当者と顔を合わせて学校の状況を伝えておくと，人間関係もでき，いざというときの連携がスムーズにできます。

(2) 家庭に紹介する際の配慮事項

学校が専門機関を紹介することで、本人や保護者が学校から「見捨てられた」と思われることがしばしばあります。何のために専門機関を紹介するのか、そこで支援していただくことは何か、学校は何を支援するのかなど情報をできるだけ丁寧に伝えましょう。

(3) 関係機関との連携時の配慮事項

専門機関は任せるところではなく、活用するところです。学校と専門機関がお互いの機能を十分発揮し合って「連携すること」が大切です。継続的な支援になるようその後も情報を共有しながら、必要に応じて連携の在り方を見直し、学校と関係機関との連携による支援がより効果的になるように配慮しましょう。

【 4 ケーススタディ 】

ケースⅠ

自分のクラスに在籍する、ある児童生徒の表情が気になります。
「教育相談の基本的な考え方」に基づき、担任としてどのような対応をとりますか。

ケースⅡ

養護教諭から、「自分のクラスに在籍する、ある児童生徒が泣きながら保健室に入ってきた。」と連絡がありました。
「教育相談の基本的な考え方」や「心に寄り添う指導」などの視点に基づき、担任としてどのような対応をとりますか。

【 5 チェックリスト 】

	チェック項目	チェック ☑欄
1	尋問口調や説教口調になっていませんか？	
2	児童生徒が話したがらないことを追及したり、解決を急いだりして、一方的になっていませんか？	
3	児童生徒が話し手、教師が聞き手の立場が逆になっていませんか？	
4	児童生徒からの悩みに、過剰な指導意識がでていませんか？	
5	児童生徒の悩みを聞き出そうと懸命になって、相談が調査になっていませんか？	

V 教育委員会の対応の在り方について

【 1 各学校の取組を徹底させるために 】

1 教育委員会の取組

教育委員会は、学校や保護者等から生徒指導事案等の報告があった場合には、学校と一体となって、問題の解決に向けた的確で迅速な指導・支援を行う。また、解決が困難な場合には、学校と協力して、関係機関等と適切な連携を図り、問題の解決に万全を期すことが大切である。

2 生徒指導態勢づくりについて

- 生徒指導事案等が発生したとき、単独での指導を防ぎ、必ず複数で対応するため、年度当初に、生徒指導態勢について、点検・助言したり、指導主事が各学校に向いて指導したりして、共通理解を図らせる。 【報告】【学校訪問】
- 生徒指導事案等については、必ず、管理職・保護者へ報告すること、事実確認の仕方や指導方針等について、協議、決定するなど組織で対応することを周知徹底させる。 【管理職研修】【学校訪問】
- 生徒指導の記録保存に関して、「誰が記録を残すのか」「どのようにして記録を残すのか」「どのような記録を残すのか」など、校内研修において、全職員で共通理解するための研修を行わせる。 【管理職研修】【学校訪問】

3 児童生徒の心に寄り添う指導の在り方について

- 体罰に頼らない生徒指導を行うために、市教委主催の研修会（生徒指導主任等研修会）を行い、児童生徒の成長を支援させる。 【研修会】
- 悩んでいる子どもに対して、時間をかけて丁寧に話を聞き、問題の所在を的確に把握するとともに、問題にどのように関わるべきか計画し、対応にあたらせるために、「児童生徒に寄り添った指導について」を活用させる。 【校内研修】【ハンドブック】
- 各学期に児童生徒アンケートや教職員のアンケートを実施し、結果を全職員で共通理解する。また、課題を明確にし、改善を図らせる。 【アンケート】【報告】

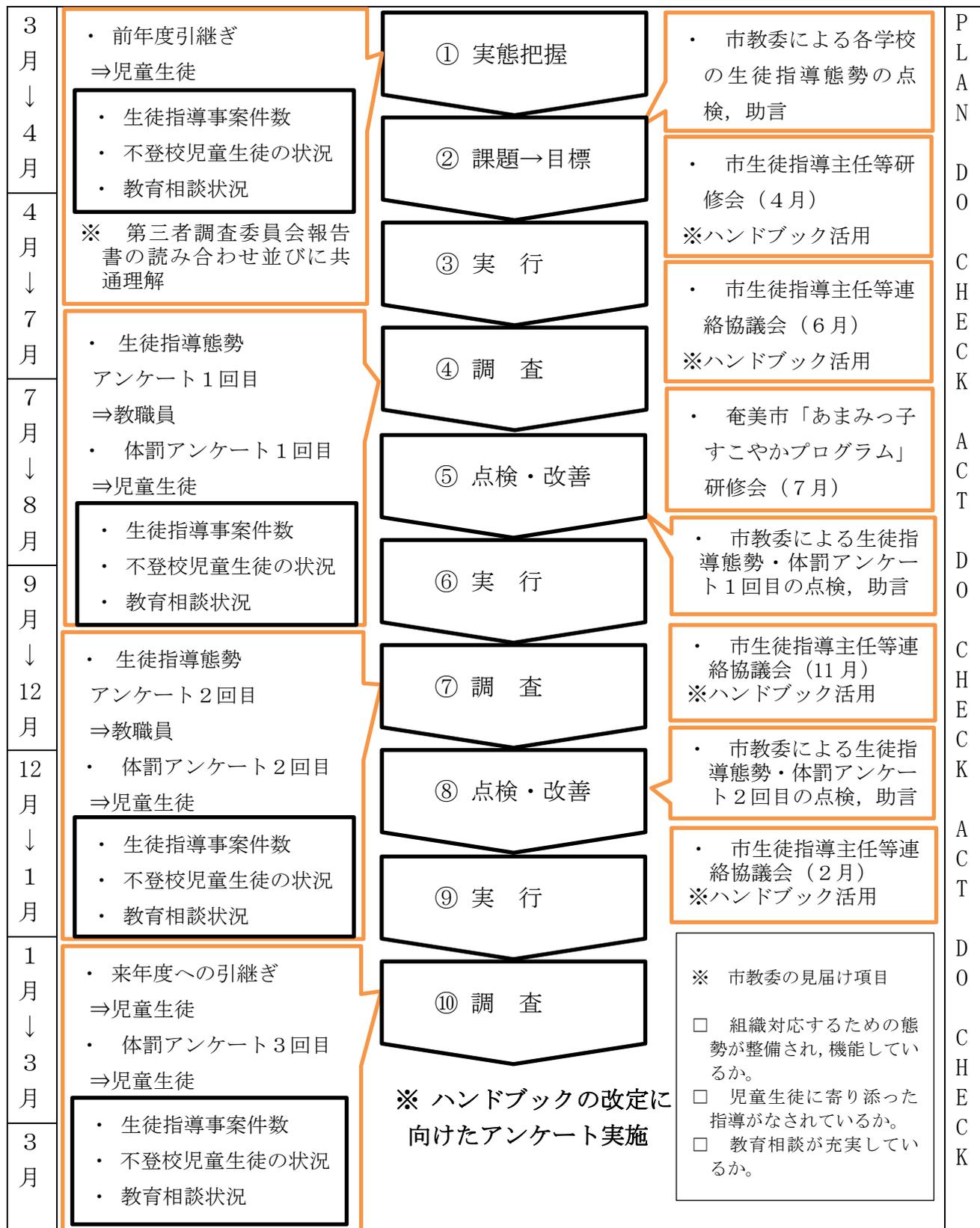
4 教育相談の在り方について

- 児童生徒が、自分の存在価値を確認できたり、自己肯定感を高めたりできるように、カウンセリングマインドについて理解を深めさせる。 【校内研修】【ハンドブック】
- 構成的グループエンカウンター等について、研修会を行い生徒支援の視点について理解を深めさせる。 【研修会】
- 事例研修を含めたケーススタディを実施させ、教職員の対応について理解を深めさせる。 【ハンドブック】

【 2 再発防止に向けた取組について 】

再発防止に向けた取組は、アンケート等を通じて把握した実態や課題を踏まえ、学校全体で計画的に実施する。

一連の取組後には、再びアンケート等を実施するなどして、取組の評価、改善策の検討、計画の修正等を行い、次の取組の実践につなげる。



【 3 重大事案が発生したときの調査について 】

1 重大事案が発生したとき

万が一、重大事案が起きたときは、教育委員会は、速やかに保護者と連絡を取り、できる限り保護者の要望・意見を聴取するとともに、その後の学校の対応方針等について説明をすることが重要である。

また、当該児童生徒が置かれていた状況について、できる限り全ての教員から迅速に聴き取り調査を行うとともに、当該児童生徒と関わりの深い在校生からも迅速に、かつ、慎重に聴き取り調査を行う必要がある。

さらに、詳しい調査を行うに当たり、保護者に対して、調査の目的・目標、調査委員会設置の場合はその構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取扱い、遺族に対する情報提供の在り方や調査結果の公表に関する方針など、調査の計画について説明し、できる限り、遺族と合意しておくことが重要である。

2 調査の内容

いつ、どこで、誰が、どのような行為を、誰に対して行ったか、その際の職員の対応等について調査する。その際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。なお、在校生からの聴き取り調査については、遺族の要望や心情、当該在校生の心情、聴き取り調査について他の在校生等に知られないようにする必要性等に配慮するとともに、場所、方法等を工夫し、必要に応じて後日の実施とすることも検討することが重要である。

3 調査の方法・対象

事案によって、誰を対象とするのか、どのような方法で実施するのかについて十分に検討し、組織的に調査を行う。

【調査方法】

- ① 聴き取り ② アンケート ③ 各種記録 等

【調査対象】

- ① 関係児童生徒 ② 他の児童生徒 ③ 保護者 ④ 教職員 等

4 調査の留意点

- ・ 事案との因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を明らかにする。
- ・ 学校運営上の問題等についてもたとえ自らに不都合があったとしても、事実にしつかりと向き合う姿勢が何よりも重要という視点で、調査を実施する。
- ・ 関係児童生徒・保護者の心情に寄り添い、調査に対する意向を十分に汲み取りながら調査を実施する。
- ・ アンケートを実施する際は、そのアンケートから得られた情報が関係児童生徒・保護者に提供される場合があることについて、調査の対象者や保護者に理解を得る必要がある。

【 4 重大事案への対応について 】

【チェックシート】死亡事案への対応について（例）

段階	場面	対応	備考
初期対応	事案発生	<input type="checkbox"/> 事実確認 <input type="checkbox"/> 救急等，事故への対応 <input type="checkbox"/> 対応組織(役割分担)の確認・招集	<input type="checkbox"/> 記録開始
	発生報告	<input type="checkbox"/> 早急に第1報を作成・報告を作成・報告 (いつ，だれが，何をして，どうなった) (現時点で確認した内容のみ報告) (事実と未確認を明確に分ける)	<input type="checkbox"/> 保護者に報告 <input type="checkbox"/> 教育委員会に報告
	役割分担 (例)	<input type="checkbox"/> 教育委員会との連絡 <input type="checkbox"/> 遺族との連絡 <input type="checkbox"/> 記録担当 <input type="checkbox"/> ケア担当 <input type="checkbox"/> 報道・問い合わせ窓口 <input type="checkbox"/> 学年担当 <input type="checkbox"/> 情報集約担当 <input type="checkbox"/> 保護者担当	<input type="checkbox"/> 緊急対策本部の設置 <input type="checkbox"/> 必要な人員の要請 <input type="checkbox"/> 教育委員会職員
	遺族への 関わり	<input type="checkbox"/> 事実の伝達（第一報） <input type="checkbox"/> 遺族へのコンタクト <input type="checkbox"/> 事実の公表有無と範囲についての意向確認 ○ 公表の有無 ○ 友人 ○ 在校生 ○ PTA役員 ○ 保護者 ○ 報道 <input type="checkbox"/> 伝え方についての確認 <input type="checkbox"/> 兄弟姉妹のケアについて <input type="checkbox"/> 葬儀等の意向確認	※ 丁寧に寄り添う姿勢 ※ 公表に係る意向確認をするタイミングについて十分留意 <input type="checkbox"/> 葬儀等引率計画 <input type="checkbox"/> 葬儀等のお知らせ
三日以内	基本調査 (必須) (即日開始)	<input type="checkbox"/> 遺族との関わり・関係機関との協力 <input type="checkbox"/> 指導記録等の確認 <input type="checkbox"/> 全教職員からの聴き取り（3日以内） <input type="checkbox"/> 関係の深い子どもへの聴き取り(制約を伴う)	<input type="checkbox"/> 調査主体は学校 <input type="checkbox"/> 設置者の指導・支援
	情報の整理	<input type="checkbox"/> 時系列整理 <input type="checkbox"/> 種類別整理 <input type="checkbox"/> 設置者への報告	<input type="checkbox"/> いじめが背景に疑われる場合には重大事態の対応となる
一週間以内	遺族への 関わり	<input type="checkbox"/> 基本調査の経過及び整理した情報等の遺族への説明 <input type="checkbox"/> 安易に因果関係に言及すべきでない <input type="checkbox"/> 詳細調査についての学校及び設置者の考えを伝えて，遺族の意向を確認 <input type="checkbox"/> 今後の連絡者，頻度，訪問等についての意向確認	<input type="checkbox"/> 断定的な説明はできない <input type="checkbox"/> 信頼関係を構築する関わり方

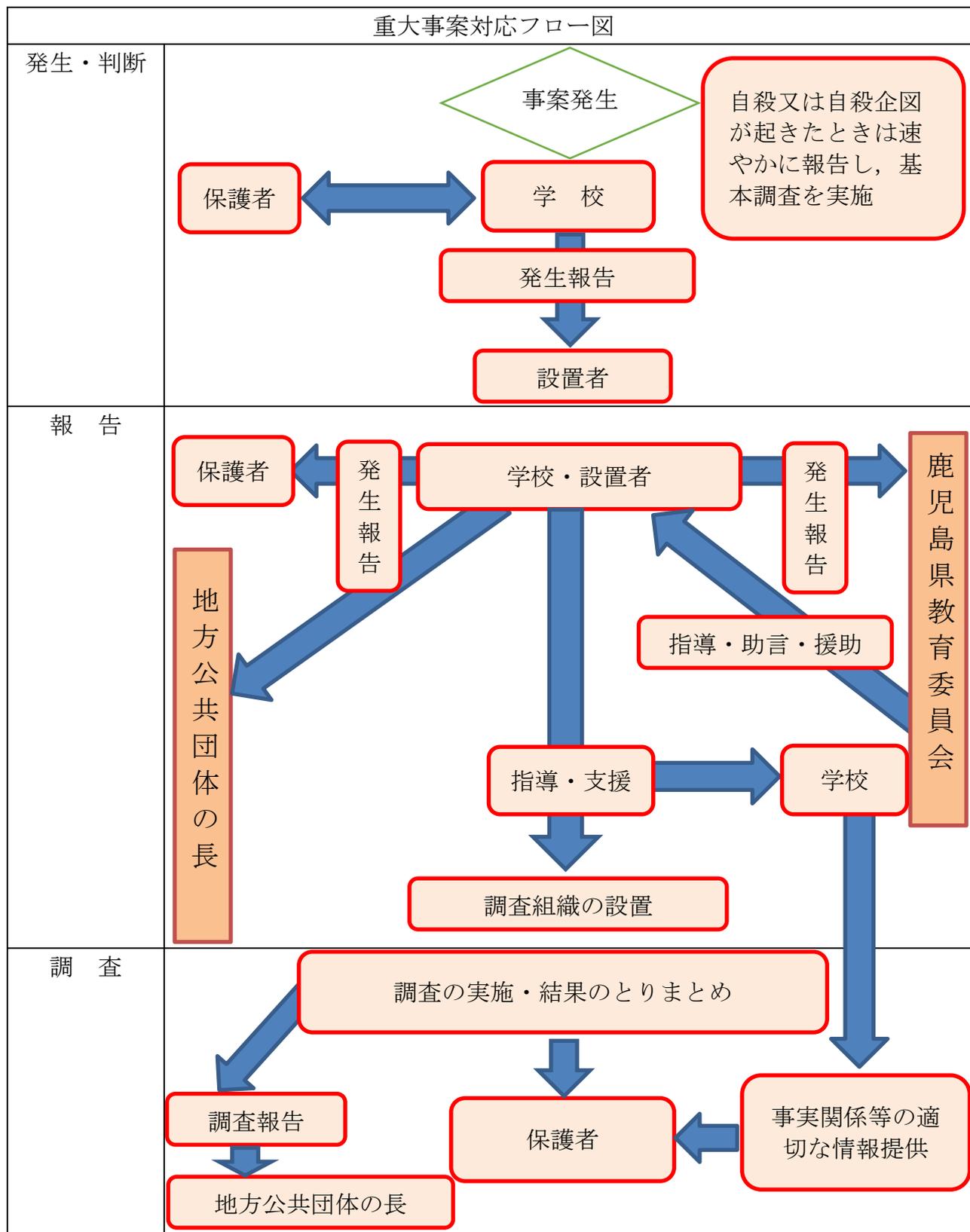
中期対応	詳細調査への移行の判断	<input type="checkbox"/> 設置者が判断する <input type="checkbox"/> 少なくとも次の場合には移行 <input type="checkbox"/> 学校生活に関係する要素（いじめ、体罰、学業、友人等）が背景に疑われる <input type="checkbox"/> 遺族の要望がある <input type="checkbox"/> その他の必要性	<input type="checkbox"/> 遺族がこれ以上の調査を望まない場合でも、改めて遺族に詳細調査を提案することも考えられる
	情報について	<input type="checkbox"/> 警察発表内容の確認 <input type="checkbox"/> 公表できる内容の整理 <input type="checkbox"/> 問い合わせ窓口、報道対応窓口の明確化 <input type="checkbox"/> 記者会見への判断 <input type="checkbox"/> 説明内容の遺族への確認	<input type="checkbox"/> 記者会見等への準備開始 <input type="checkbox"/> 想定問答の準備（遺族に確認）
	周囲への説明	<input type="checkbox"/> P T A役員との協議 <input type="checkbox"/> 保護者会開催の判断 <input type="checkbox"/> 全校集会開催の判断 <input type="checkbox"/> 学校活動（登校、授業、行事）に係る判断	<input type="checkbox"/> 想定問答の準備（遺族に確認）
長期的対応及び詳細調査の実施	心のケア	<input type="checkbox"/> スクールカウンセラーの要請 <input type="checkbox"/> 配慮が必要なケースのリストアップ <input type="checkbox"/> 遺族 ○ 児童生徒 <input type="checkbox"/> 兄弟姉妹（他校種もあり得る） <input type="checkbox"/> ケアの目標と計画の設定	<input type="checkbox"/> 卒業式等の節目や命日等への対応を視野に入れ、長期的なケアを心がける
	遺族への関わり	<input type="checkbox"/> 遺品等の返却についての相談 <input type="checkbox"/> 法要、訪問等の確認	<input type="checkbox"/> 信頼関係を構築する関わり方
	詳細調査	<input type="checkbox"/> 調査組織の設置 <input type="checkbox"/> 計画と実施 <input type="checkbox"/> 基本調査の確認 <input type="checkbox"/> 学校以外の関係機関への聴き取り <input type="checkbox"/> 状況に応じ、子どもに自殺の事実を伝えて行う調査 <input type="checkbox"/> アンケート調査 <input type="checkbox"/> 聴き取り調査	<input type="checkbox"/> 組織の構成は、いじめ問題調査委員会となる

※ 上記の例は、対応の在り方の基本を示しているものであり、重大事案の状況に応じて柔軟かつ適切に対応する。

※ 参考 「いじめ防止対策推進法」 文部科学省
「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」の改定について 文部科学省
「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」 文部科学省
「不登校重大事態に係る調査の指針について」 文部科学省
「学校事故対応に関する指針」 文部科学省

※ 重大事案については、迅速な対応が大切であることから、重大事案の情報が入ってから学校の方針決定に至るまでを、重大事案の情報を得たその日のうちに対応することを基本とする。ただし、重大事案が重篤な場合には、把握した状況を基に、十分に検討協議し慎重に対応することが必要である。

重大事案対応フロー図



《学校の対応》

- 1 教育委員会と連携を図りながら報告
 - 2 重大事態に係る調査を行うために、学校の対策組織を設置する。
- ※ 日頃から、家庭・地域との連携を図る

《教育委員会の対応》

- 1 学校に対し、必要な指導及び支援。
- 2 学校主体の調査では重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られない場合や学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合にはいじめ問題調査委員会を活用する。

